

日本医学会関係に関する内規

I. 分科会に関する内規

A. 日本医学会規則第 11 条の規定に基づく分科会への新規加入については、この内規の定めるところによる。

1. 加盟申請

1) 加盟申請に関する公示の時期および方法

毎年 5 月中に、本会機関誌（日本医師会雑誌）ならびに各分科会機関誌に公示する。

2) 加盟申請書受付時期

公示のあった当日から当年 7 月末日までとする。

3) 加盟申請書には、当該学会につき概ね、下記の事項を記載または添付する。

(1) 目的・沿革（学会設立年、歴史的経緯等）

(2) 分科会としての独自性・存在の必要性（国内の他学会との関係・関連分野の学会名）

(3) 会員構成

・会員総数

・会員構成（医師、非医師の会員数、役員における医師・非医師の構成比率）

・学会への会員入会資格

(4) 学術集会（年間開催数、参加者概数）

(5) 機関誌（英文誌・和文誌の最近 5 年間ににおける年間発行回数、総頁数、発行部数）ならびに査読制度の有無

(6) 国際性（国際学術集会の主催経験、海外での国際学会との関連（支部等になっているか）、欧文機関誌の発行等）

(7) 学会の運営状況（経理、役員構成、研究倫理・研究者倫理、利益相反）

(8) 定款または会則

(9) 役員名簿

(10) その他参考となる事項

2. 加盟申請に関する審議

1) 加盟に関する審議の時期

・ 毎年 9 月～12 月中に加盟検討委員会を開催し、審議する。

・ 加盟検討委員会の結論は、協議会に報告され、最終決定は幹事会の議を経て、翌年 2 月開催の定例評議員会で審議のうえ承認する。

2) 審議方法および決定

(1) 加盟検討委員会において、概ね、次の事項を重点として審議する。

・ 分科会としての独自性、必要性

・ 会員構成（医師数と医師の指導的役割）

- ・活動状況（学術集会，機関誌（英和）の状況）
 - ・国際性（国際学会との関連，国際性を発揮する能力の有無）
 - ・運営状況（経理，役員構成（他学会との重複），研究倫理・研究者倫理，利益相反）
 - ・総合的な判断
- (2) 加盟検討委員会の審議内容は，協議会ならびに幹事会の審議を経て最終的に定例評議員会に報告され，審議のうえ加盟の可否が決定される。

II. 学会長および学会副会長の選挙に関する内規

B. 日本医学会規則第1条の規定に基づく学会長および学会副会長の選挙については，この内規の定めるところによる。

1. 候補者の推薦

- 1) 現学会長は，次期学会長1名および学会副会長3名（基礎・社会・臨床）の候補者について，あらかじめ各分科会の評議員から，その推薦を求める。
- 2) 推薦候補者が多数にのぼる場合は，幹事会において，あらかじめ審議し，学会長および学会副会長ごとに，数名の候補者にしぼることができる。この場合における候補者の記載の順序は，各評議員からの推薦者数の多い順序とする。

2. 選挙方法

- 1) 選挙は評議員会において，各評議員の投票によって行う。
- 2) 投票資格者は評議員であるが，評議員が投票できない事情がある場合には，その評議員の属する分科会の連絡委員が代わって投票を行うことができる。
- 3) 学会長は，評議員の中から選挙立会人3名を指名し，投票および開票に立ち合わせなければならない。
- 4) 学会長および学会副会長の選挙は，いずれも，同日中にこれを区別して行うものとする。

3. 当選人の必要得票数

- 1) 学会長および学会副会長の選挙においては，有効投票の総数の3分の1以上の得票を得なければならない。
- 2) 前項の場合において，3分の1以上の得票を得た者がいないときは，有効投票の最多数を得た者2名をもって候補者とし，学会長および学会副会長の選挙を行う。

4. 選挙の疑義

選挙に関して疑義が生じたときは，現学会長が評議員にはかって決定する。

Ⅲ. 幹事の選挙に関する内規

C. 日本医学会規則第4条第2項の規定に基づく幹事の半数改選のための選挙については、この内規の定めるところによる。

1. 候補者の推薦

- 1) 次期幹事（基礎・社会・臨床）の候補者については、各分科会のあらかじめ定められたそれぞれの部会に属する評議員からその推薦を求める。
- 2) 推薦候補者が多数にのぼる場合は、幹事会において、あらかじめ審議し、若干人の候補者にしぼることができる。この場合における候補者の記載の順序は、各評議員からの推薦者数の多い順序とする。

2. 選挙方法

- 1) 選挙は評議員会において、各部会の評議員の投票によって行う。
- 2) 投票資格者は評議員であるが、評議員が投票できない事情がある場合には、その評議員の属する分科会の連絡委員が代わって投票を行うことができる。
- 3) 最多数の上位から改選人数の幹事を選出する。
- 4) 学会長は、評議員の中から選挙立会人3名を指名し、投票および開票に立ち合わせなければならない。

3. 選挙の疑義

選挙に関して疑義が生じたときは、現学会長が評議員にはかって決定する。

4. 会長指名幹事

学会長は、若干名の幹事候補者を、地域別・専門分野別に推薦し、評議員会の承認を得て幹事と決定することができる。

Ⅳ. 評議員会の議決に関する内規

D. 評議員会の議決については、この内規の定めるところによる。

評議員会の議決については、出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる（定足数については、日本医学会規則第13条第1項による）。

評議員に事故あるときは連絡委員が代わって議決に参加することができる。

Ⅴ. 学会総会に関する内規

E. 学会総会に関する必要な事項については、学会総会の会頭・副会頭が準備委員長と協議して定めるものとする。

付(1) 学会分科会の区分

各分科会は、それぞれ関連のある3つの部会に区分する。その区分は、次のとおりとする。

基礎部会 (14)

2	日本解剖学会
3	日本生理学会
4	日本生化学会
5	日本薬理学会
6	日本病理学会
7	日本癌学会
9	日本細菌学会
10	日本寄生虫学会
14	日本栄養・食糧学会
44	日本ウイルス学会
49	日本医真菌学会
55	日本人類遺伝学会
69	日本免疫学会
96	日本神経病理学会

社会部会 (19)

1	日本医史学会
11	日本法医学会
12	日本衛生学会
13	日本健康学会
33	日本保険医学会
34	日本医療機器学会
36	日本公衆衛生学会
37	日本衛生動物学会
38	日本交通医学会
39	日本体力医学会
40	日本産業衛生学会
50	日本農村医学会
52	日本矯正医学会
76	日本医療・病院管理学会
80	日本職業・災害医学会
90	日本医学教育学会
91	日本医療情報学会
92	日本疫学会
125	日本集団災害医学会

臨床部会 (95)

8	日本血液学会
15	日本温泉気候物理医学会
16	日本内分泌学会
17	日本内科学会
18	日本小児科学会
19	日本感染症学会
20	日本結核病学会
21	日本消化器病学会
22	日本循環器学会
23	日本精神神経学会
24	日本外科学会
25	日本整形外科学会
26	日本産科婦人科学会
27	日本眼科学会
28	日本耳鼻咽喉科学会
29	日本皮膚科学会
30	日本泌尿器科学会
31	日本口腔科学会
32	日本医学放射線学会
35	日本ハンセン病学会
41	日本気管食道科学会
42	日本アレルギー学会
43	日本化学療法学会
45	日本麻酔科学会
46	日本胸部外科学会
47	日本脳神経外科学会
48	日本輸血・細胞治療学会
51	日本糖尿病学会
53	日本神経学会
54	日本老年医学会
56	日本リハビリテーション医学会
57	日本呼吸器学会

58	日本腎臓学会
59	日本リウマチ学会
60	日本生体医工学会
61	日本先天異常学会
62	日本肝臓学会
63	日本形成外科学会
64	日本熱帯医学会
65	日本小児外科学会
66	日本脈管学会
67	日本周産期・新生児医学会
68	日本人工臓器学会
70	日本消化器外科学会
71	日本臨床検査医学会
72	日本核医学会
73	日本生殖医学会
74	日本救急医学会
75	日本心身医学会
77	日本消化器内視鏡学会
78	日本癌治療学会
79	日本移植学会
81	日本心臓血管外科学会
82	日本リンパ網内系学会
83	日本自律神経学会
84	日本大腸肛門病学会
85	日本超音波医学会
86	日本動脈硬化学会
87	日本東洋医学会
88	日本小児神経学会
89	日本呼吸器外科学会
93	日本集中治療医学会
94	日本平滑筋学会
95	日本臨床薬理学会

97	日本脳卒中学会
98	日本高血圧学会
99	日本臨床細胞学会
100	日本透析医学会
101	日本内視鏡外科学会
102	日本乳癌学会
103	日本肥満学会
104	日本血栓止血学会
105	日本血管外科学会
106	日本レーザー医学会
107	日本臨床腫瘍学会
108	日本呼吸器内視鏡学会
109	日本プライマリ・ケア連合学会
110	日本手外科学会
111	日本脊椎脊髄病学会
112	日本緩和医療学会
113	日本放射線腫瘍学会
114	日本臨床スポーツ医学会
115	日本熱傷学会
116	日本小児循環器学会
117	日本睡眠学会
118	日本磁気共鳴医学会
119	日本肺癌学会
120	日本胃癌学会
121	日本造血細胞移植学会
122	日本ペインクリニック学会
123	日本病態栄養学会
124	日本認知症学会
126	日本小児血液・がん学会
127	日本老年精神医学会
128	日本静脈経腸栄養学会

付(2) 幹事、評議員および連絡委員の選任について

幹事、評議員および連絡委員の選任にあたっては、各々互いに兼任することはできない。